

と畜検査員の現場での配置

作業工程	SRM	検査員の配置	
<p>繋 留</p>		生体検査	検査員
<p>とさつ(スタンニング)</p> <p>ピッシング</p> <p>シャックリング</p> <p>懸垂・放血</p> <p>剥 皮</p> <p>頭部除去</p>	頭部	解体前検査	検査員
<p>内臓摘出</p> <p>せき髄吸引</p> <p>背割り</p> <p>枝肉洗浄</p> <p>検 印</p> <p>内臓処理室で除去</p> <p>せき髄除去</p> <p>せき髄片除去</p>	<p>回腸遠位部</p> <p>せき髄</p> <p>せき髄</p>	解体時及び解体後検査	<p>検査員</p> <p>検査員</p>

写

食安監発第1111001号

平成15年11月11日

各 

都道府県
保健所設置市

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 牛海綿状脳症（BSE）に関する検査の実施について

標記については、平成13年10月16日付け食発第307号により実施しているところですが、近時、BSEスクリーニング検査において陽性と判定された牛について、門部（Obex）を含む延髄組織を用いた確認検査に加え、門部以外の特定部位等についても確認検査実施機関からの送付が求められる事例が生じています。

つきましては、上記通知の「牛海綿状脳症検査実施要領」中6（7）に基づく措置を徹底するとともに、門部以外の部位の確認検査機関への検体搬入が必要な場合には、別紙のとおり対応方よろしくをお願いします。

なお、と畜場法第14条第3項第2号の規定に基づくと畜場法施行令第5条第1項第3号に定める特例については、本年3月に確認検査の結果が陰性と判定するには至らなかった事例を踏まえたものであり、確認検査実施中のものについて持ち出しを許可するものではないことを御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

(別紙)

## BSEスクリーニング検査陽性牛の特定部位等の取扱いについて

BSEスクリーニング検査において陽性と判定された検体について、以下のとおり、可能な限り採材及び保存を行うこと。

### <採材部位>

1. 優先的に採材する部位
  - 1) 脳、眼、扁桃、回腸遠位部
  - 2) せき髄
  - 3) 背根神経節各部（採取可能なもの）
2. 可能な場合に採材する部位
  - 1) 腹腔神経節（採取可能なもの）
  - 2) 各リンパ節（腸間膜リンパ節、表在リンパ節など）
  - 3) 筋肉
  - 4) 各実質臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、膵臓、副腎等）
  - 5) 消化管（胃、十二指腸、空腸、回腸、結腸）
  - 6) その他（膀胱、乳房、生殖器等）

### <採材と保存>

1. 凍結検体とホルマリン固定検体の二種類を採材する。
2. ほぼ同じ部位を二つにわけて、凍結とホルマリン固定する。
3. 組織は、特定部位を除いて、親指大で十分であり、50ml の遠心用プラスチックチューブに入れる。他は固定用チャック付きプラスチック袋を使用する。
4. 脳は中央で左右に正中断し、右半球を凍結、左半球をホルマリン固定する（視床や小脳を含む）。
5. せき髄は全長を8等分し、上から凍結、ホルマリン固定の順に検体を採取する（番号を付ける）。
6. 回腸遠位部は、20cm 程度に8分割し、口側から番号を付け、2cm 程度の組織を切り出し、凍結、ホルマリン固定の順に検体を採取する。

### <検体の郵送等>

門部以外の部位の確認検査機関への検体搬入を行う際は、郵送検体については郵便法の定める二重包装ののち液漏れを防ぐ容器に入れ、郵便局に危険物として申請し、定められた送付状とシールを貼り、発送する。可能な場合は確認検査実施機関まで持参する。

**BSE対策に関する調査結果**  
(平成16年10月末現在)

1 調査対象施設

平成16年10月末日現在、牛のとさつを行っている畜場数 160施設

2 通常の牛のスタンニング方法

(1) スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数 149施設

①弾の先が頭蓋腔内に入るもの	149施設
②弾の先が頭蓋腔内に入らないもの	0施設
③エアー銃(空気で衝撃を与えるもので頭蓋骨に穴はあかない)	1*施設
※①と併用	

(2) と畜ハンマーを使用していると畜場数 30施設  
(うち19施設がスタンガンと併用)

(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数 0施設

3 牛のとさつ時のピッシングについて

(1) ピッシングを行っている畜場数 115施設

ピッシングの頻度

①全頭~ほぼ全頭について行っていると畜場	102施設
②とさつする牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりすると畜場数	7施設
③ほとんど行わないが、稀に行っていると畜場	6施設

(2) ピッシングを行っていないと畜場数 45施設

4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について (( ) 内は12月1日時点での改善施設数)

※背割りを行っていないと畜場数 6施設

(1) 基本的事項

①鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している 135施設  
(12月1日までに実施確認した施設 153施設)  
注: 1施設は1頭毎には洗浄している。

②回収したせき髄片を焼却している 150施設  
(12月1日までに実施確認した施設 154施設)

③背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している 150施設  
(12月1日までに実施確認した施設 153施設)  
注: 1施設は平成17年度に改善予定。

④背割り後、せき柱中のせき髓を金属性器具を用いて除去している 143施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 154施設)

⑤除去後、高圧水により洗浄している 144施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 151施設)

注：3施設は平成16年度内に改善終了予定。

⑥と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着が無いことを確認している 153施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 154施設)

(2)(1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数 136施設

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ①背割りを行っていないと畜場数           | 6施設   |
| ②背割りを正中線からずらしている          | 10施設  |
| ③背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っている | 125施設 |

5 牛の特定部位の焼却について

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| (1)と畜場内の施設で焼却している               | 74施設 |
| (2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している          | 33施設 |
| (3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している        | 25施設 |
| (4)専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している       | 37施設 |
| (5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 5施設  |

6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて

(1)平成14年4月1日から本年10月末日までに、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊をとさつしたと畜場数

54施設

(2)めん羊及び山羊のSRMの焼却について

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ①と畜場内の施設で焼却している         | 39施設 |
| ②産業廃棄物処理業者に委託し焼却している    | 13施設 |
| ③市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している  | 13施設 |
| ④専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 7施設  |

7 SRMに係るSSOPの作成について(牛又はめん羊をとさつしたと畜場166施設分)

- |                |       |
|----------------|-------|
| ①SSOPは作成済みである  | 107施設 |
| ②SSOPが作成されていない | 59施設  |

- |                        |      |
|------------------------|------|
| うち・12月1日時点で作成済み        | 11施設 |
| ・作成中もしくは予定日を設けて作成予定    | 46施設 |
| ・うち、今後牛、めん羊及び山羊のと畜をしない | 2施設  |